倫理規程

第 1 条(目的)

本規程は、一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という。）の役員、職員、及び構成員が、本連盟の社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって誠実に職務を遂行するための行動規範を定めることを目的とする。

第 2 条(基本姿勢)

構成員は、スポーツの教育的価値を尊び、公正・公平、かつ誠実な態度をもって業務および競技運営にあたらなければならない。

第 3 条(法令遵守)

構成員は、国の法令、自治体の条例、本連盟の定款および諸規定を厳守し、社会倫理に悖る行為をしてはならない。

第 4 条(利益相反の防止)

1. 構成員は、本連盟における職務上の地位を私的な利益のために利用してはならない。
2. 本連盟と取引を行う際、自己または自己の関係者が利益を得る可能性がある場合は、あらかじめ理事会に報告し、承認を得なければならない。

第 5 条(贈収賄等の禁止)

1. 構成員は、職務に関し、加盟校、企業、審判員等から社会通念上妥当な範囲を超える金品、接待、その他の利益を受けてはならない。
2. 競技結果の操作(八百長)を働きかけ、またはこれに応じてはならない。

第 6 条(反社会的勢力の排除)

本連盟は、暴力団等の反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては組織として毅然と対応する。

第 7 条(政治・宗教活動の制限)

構成員は、本連盟の活動を利用して、特定の政党や宗教団体のための活動を行ってはならない。

第 8 条(違反時の措置)

本規程に違反した疑いがある場合、理事会は調査を行い、事実が確認されたときは、定款および裁定規程に基づき、適切な処分を行う。

第 9 条 (改定)

本規程の改定は、理事会の決議によらなければならない。

第 10 条（施行期日）

本規程は、2026 年 6 月 27 日から施行する。